

ガ ス 小 売 選 択 約 款
(ガスセントラルヒーティング契約)

令和 8 年 6 月 1 日 実施

日 高 都 市 ガ ス 株 式 会 社

目 次

1. 適用	1
2. この選択約款の変更	1
3. 用語の定義	1
4. 適用条件	1
5. 契約の締結	1
6. 使用量の算定	1
7. 料金	2
8. 単位料金の調整	2
9. その他	3
付則 1. 実施の期日	3
(別表) 適用する料金表	4
1. 早収料金の算定方法	4
2. 料金表 (ガスセントラルヒーティング契約)	5

1. 適用

- (1) このガス小売選択約款（小型空調契約）（以下「この選択約款」といいます。）は、この選択約款の適用条件を満たすお客さまが、当社と需給契約を締結したときに適用いたします。
- (2) この選択約款は、当社のガス小売供給約款（以下「小売供給約款」といいます。）とあわせて適用いたします。

2. この選択約款の変更

- (1) 当社は、小売供給約款の変更等に伴いこの選択約款を変更することがあります。この場合、料金その他の供給条件は、変更後の選択約款によります。
- (2) 当社は、小売供給約款に定める方法で当該変更内容をお知らせします。なお、当社が小売供給約款のみを変更する場合は、小売供給約款の規定によります。

3. 用語の定義

- (1) 「ガスセントラルヒーティングシステム」とは、エネルギー源としてガスを使用し、床暖房器又は放熱器を複数接続する熱源機により、温水を循環させ暖房を行うシステムをいいます。
- (2) 「適用期間」とは、1 2月使用分（1 1月検針日の翌日から1 2月検針日まで）から4月使用分（3月検針日の翌日から4月検針日まで）までの5か月間をいいます。
- (3) 「消費税等相当額」とは、消費税法にもとづき消費税が課される金額に、消費税法にもとづく税率を乗じて得た金額、および地方税法にもとづき地方消費税が課される金額に地方税法にもとづく税率を乗じて得た金額をいいます。この場合、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。
- (4) 「消費税率」…消費税法の規定に基づく税率に地方税法の税率に基づく税率を加えた値をいいます。なお、この供給約款においては8%といたします。

4. 適用条件

この選択約款は、次のすべての条件を満たし、お客さまがこの選択約款の適用を希望される場合に適用致します。

- (1) ガスセントラルヒーティングシステムを以下のいずれかの条件で使用されること。
- (2) 一般需要場所におけるガスメーターの能力が1 6立方メートル毎時以下であること。

この選択約款の適用を希望される場合には、当社に対してこの選択約款の適用を申し込むことができます。

5. 契約の締結

この選択約款に関する契約は、当社が申し込みを承諾したときに成立いたします。

6. 使用量の算定

各月使用分の使用量は、前月の検針日および当該月の検針日におけるガスメーターの読みにより算定いたします。

ただし、当該月の検針日以降、当該月内に解約を行った場合には、当該月の検針日および解約を行った日のガスメーターの読みにより算定いたします。

7. 料金

- (1) 当社は、料金の支払いが、支払義務発生の日の翌日から起算して30日以内（以下「早収期間」といいます。）に行われる場合には、早収料金を、早収期間経過後に支払いが行われる場合には、早収料金を3パーセント割り増ししたもの（以下「遅収料金」といいます。）を料金として支払っていただきます。なお、早収期間の最終日が休日の場合には、直後の休日でない日まで早収期間を延伸いたします。
- (2) 当社は、別表の料金表（料金表の基本料金、単位料金を用います。）を適用して、早収料金または遅収料金を算定いたします。5月使用分（4月検針日の翌日から5月検針日まで）から11月使用分（10月検針日の翌日から11月検針日まで）までの7か月間については、小売供給約款に定める料金の料金表を適用して、早収料金または遅収料金を算定します。

8. 単位料金の調整

- (1) 当社は、毎月、(2) ②により算定した平均原料価格が(2) ①に定める基準平均原料価格を上回りまたは下回る場合は、次の算式により別表の各料金表の基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用して早収料金を算定いたします。

なお、調整単位料金の適用基準は、別表1(3)のとおりといたします。

- ① 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき
調整単位料金（1立方メートル当たり）
＝基準単位料金＋0.080円×原料価格変動額／100円×（1＋消費税率）
- ② 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき
調整単位料金（1立方メートル当たり）
＝基準単位料金－0.080円×原料価格変動額／100円×（1＋消費税率）

（備考）

上記の①、②算式によって求められた計算結果の小数点第3位以下の端数は、切り捨てます。

- (2) (1)の基準平均原料価格、平均原料価格及び原料価格変動額は、以下のとおりといたします。

- ① 基準平均原料価格（トン当たり）

87,640円

- ② 平均原料価格（トン当たり）

別表の1(3)に定められた各3か月間における貿易統計の数量及び価額から算定したトン当たりLNG平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。）及びトン当たりLPG平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。）をもとに次の算式で算定し、算定結果の10円未満の端数を四捨五入した金額といたします。

(算 式)

平均原料価格

＝トン当たり L N G 平均価格×0. 9 5 0 1

＋トン当たり L P G 平均価格×0. 0 5 6 1

(備 考)

トン当たり L N G 平均価格及びトン当たり L P G 平均価格は、当社の営業所及び支社に
掲示いたします。

③ 原料価格変動額

次の算式で算定し、算定結果の 1 0 0 円未満の端数を切り捨てた 1 0 0 円単位の金額と
いたします。

(算 式)

イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

原料価格変動額＝平均原料価格－基準平均原料価格

ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

原料価格変動額＝基準平均原料価格－平均原料価格

9. その他

(1) その他の事項については、小売供給約款を適用いたします。

付 則

1. 実施の期日

この選択約款は、令和 8 年 6 月 1 日から実施いたします。

2. この約款の実施に伴う切替措置

当社は、令和 8 年 6 月分検針日までに支払い義務が発生する料金については、令和 8 年 5 月
31 日までに適用されるガス小売供給約款に基づき算定し、令和 8 年 7 月分検針日以降に支払い
義務が発生する料金については、この約款に基づき算定いたします。

(別 表)

適用する料金表

1. 早収料金の算定方法

- (1) 早収料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。
- (2) 従量料金は、基準単位料金または8の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。
- (3) 調整単位料金の適用基準は、次のとおりといたします。
 - ① 料金算定期間の末日が1月1日から1月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年8月から10月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ② 料金算定期間の末日が2月1日から2月28日(うるう年は2月29日)に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年9月から11月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ③ 料金算定期間の末日が3月1日から3月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年10月から12月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ④ 料金算定期間の末日が4月1日から4月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年11月から当年1月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑤ 料金算定期間の末日が5月1日から5月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年12月から当年2月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑥ 料金算定期間の末日が6月1日から6月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年1月から当年3月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑦ 料金算定期間の末日が7月1日から7月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年2月から当年4月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑧ 料金算定期間の末日が8月1日から8月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年3月から当年5月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑨ 料金算定期間の末日が9月1日から9月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年4月から当年6月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑩ 料金算定期間の末日が10月1日から10月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年5月から当年7月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑪ 料金算定期間の末日が11月1日から11月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年6月から当年8月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑫ 料金算定期間の末日が12月1日から12月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年7月から当年9月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

(4) 早収料金及び遅収料金に含まれる消費税等相当額はそれぞれ次の算式により算定いたします。(小数点以下の端数切り捨て)

① 早収料金に含まれる消費税等相当額＝早収料金×消費税率÷(1＋消費税率)

② 遅収料金に含まれる消費税等相当額＝遅収料金×消費税率÷(1＋消費税率)

2. 料金表（ガスセントラルヒーティング契約）（消費税等相当額を含みます。）

(1) 基本料金

1 か月およびガスメーター1 個につき	4, 730円
---------------------	---------

(2) 基準単位料金

基準単位料金	1 立方メートルにつき	152. 76円
--------	-------------	----------

(3) 調整単位料金

(2)の各基準単位料金をもとに8の規定により算定した1立方メートルあたりの単位料金といたします。